特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	合志市 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	合志市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯でとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧性民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 ①サービス検索・電子申請機能での受領 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ①個人番号カード等を用いた本人確認 ①サービス検索・電子申請機能での受領 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ②個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ②の人番号カードの交付 ②の人番号カード第連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。				
③システムの名称	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。				

2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の10(通知都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供のみ) (1.2.3.4.8.9.14.21.22.24.27.35.37.38.40.42.43.44.46.47.48.51.52.56.59.61.66.67.70.81.82の 2.83.85.86.93.98.99.100.104.105.109.115.116.117.120.122.123.124.127.128.131.135)の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠:なし) (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	7年2月25日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7	7年2月25日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ重点	項目評価書又は全	3) 基礎項目評価	書及ひ 書及ひ	
2. 特定個人情報の入手(4	生報担/ さぃ	ルトローカシステム	たほじた 1 手太吟	<u> </u>		
2. 付足個人情報の人子()	月刊症状へい	トノーノンス)ム	で通じに八十を除い	\• /		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され・		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの書	美託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの打	妾続	[〇]接網	しない(入手)	I .]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基本照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を記ている。・人為的ミスを防止するために事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。・個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えばる。					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	直する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 で不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 うわれるリスクへの対策 システムを通じて日的がシステムを通じて不正が	最との紐付けが行われるリスクへの対象 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた扱 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	① ユーザ認証の管理を行って ② アクセス権限の発効・失効 ③ アクセス権限の管理を行っ これらの対策を講じていること である」と考えられる。	」の管理を行っている。 っている。	よって不正に使用されるリスクへの対象	策は「十分

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	か	2014/8/5	2016/2/10	事後	
平成28年2月10日	か	2014/8/5	2016/2/10	事後	
平成29年3月15日	1.対象人数 いつ時点の計数 か	2016/2/10	2017/3/15	事後	
平成29年3月15日	2.取扱者数 いつ時点の計数	2016/2/10	2017/3/15	事後	
平成30年2月9日	1.対象人数 いつ時点の計数	2017/3/15	2018/2/9	事後	
平成30年2月9日	2.取扱者数 いつ時点の計数 か	2017/3/15	2018/2/9	事後	
平成31年2月7日	T 関連情報 5 延価実施	市民課長 中嶋 民智	市民課長	事後	
平成31年2月7日	新様式への変更	なし	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	「関連情報	 総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	1 対象 人数 11つ時占の計数	2018/2/9	2021/12/31	 事後	
令和4年1月13日	2.取扱者数 いつ時点の計数	2018/2/9	2021/12/31	事後	
令和4年11月1日	か評価書名	 	合志市 住民基本台帳に関する事務 基礎項	事後	
令和4年11月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	合志市は、住民記録事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	目評価書 合志市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生さるとめに十分な措置を講し、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民記録 個人番号の管理	住民基本台帳に関する事務	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	各住民へ割り当てられている個人番号を管理 し、住基ネットを介して機構との個人番号のや り取りを行う	合志市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する工産保証記録が整備されていなければならない。	事後	
令和4年11月1日	"	"	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求に よる住民票の記載事項に変更があった際の都 道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構)という。)への本人確認情報の照会 優住民所の高速事項に変更があった際の都 適府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構)という。)への本人確認(有限)第二十の変更 9個人番号の請求に基づく性民票コードの変 更 9個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務について借る号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カードので対しに、番号法 立びに情報提供本ットワークシステムによる特 年11月20日総務省令第85号)第35条(通知 カード、個人番号カード関連事務の委任)によ 生11月20日総務省令第85号)第35条(通知 か上に個人番号カード関連事務の委任)によ を作り機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任 する機構に対する情報の提供を含めて特定個 人情報ファイルを使用する。	事後	
		l	1. 住民記録システム(以下「既存住基システ		
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	住民記録システム	ム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	システムの更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	用法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、附 則第3条第1項、第2項、第3項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第5条(住民基本台帳の作成)・第5条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付の特例)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第30条の1(両知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ホットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和4年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 3 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続接続しない(提供)	[0]	[]	事後	
令和4年11月1日	不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(2)事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変 9個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認 10サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	
令和6年3月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年3月21日時点	事後	
令和6年3月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年3月21日時点	事後	
令和6年3月21日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(提供)	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月21日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月26日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月21日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 10.従業員に対 する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	